



被保険者証などの更新時期です

後期高齢者加入者、国民健康保険加入者の被保険者証などの更新時期です。

8月以降、病院など医療機関で受診するときは、送付した新しい被保険者証等を窓口で提示してください（受給者証、認定証は被保険者証とセットでご使用ください）。今までご使用されたお持ちの被保険者証等は、有効期限終了後（7月末日）に大雪地区広域連合までご返却ください。

今回更新される受給者証、認定証以外にも、申請によって適用が受けられる認定証があります。ご希望の方は役場の国保担当窓口で申請してください。

8月更新の被保険者証、認定証

後期 高齢者 加入者	①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（※1）	
	対象	世帯全員が住民税非課税の方
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院した際の食事負担額の軽減
	交付	該当者に郵送。申請書を同封しますので、受領後印鑑を持参のうえ役場で申請手続きしてください。
国民健康 保険 加入者	②国民健康保険高齢受給者証（※1）（※2）	
	対象	70歳以上74歳以下の国保加入者全員
	交付	該当者に郵送 （一定以上の障がい以後期高齢者医療の認定を受けている方は除きます）
	③国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（※1）	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院した際の食事負担額の軽減
交付	該当者に郵送します。申請書を同封しますので、受領後印鑑を持参のうえ役場で申請手続きしてください。	

（※1）有効期限は平成23年7月31日まで。

②③該当の方の有効期限は、平成23年7月31日以前に75歳になる方は誕生日の前日まで。

（※2）②の受給者証の負担割合が2割（23年3月31日までは1割）と記載されている方は、4月1日以降2割に変更。

申請によって適用が受けられる認定証（入院した場合のみ）

国民健康 保険 加入者 (70歳未 満)	①国民健康保険限度額適用認定証	
	対象	住民税が課税の世帯
	内容	医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用）
	交付	申請によって交付。対象の方は手続きをしてください。
	②国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院した際の食事負担額の軽減
	交付	申請によって交付。対象の方は手続きをしてください。
	③国民健康保険標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
内容	入院した際の食事負担額の軽減	
交付	申請によって交付。対象の方は手続きをしてください。	

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎82-3697（内線562、563）
定住促進課住民室 ☎82-2111（内線112）